

国民健康保険団体連合会規約例の一部を改正する規約例

国民健康保険団体連合会規約例（昭和三十四年保発第六号）の一部を次のように改正する。

第六条第五項第一号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第四章の三の章名中「障害者自立支援給付事業関係業務」を「障害者総合支援法関係業務等」に改める。

第十八条の三中「障害者自立支援給付事業関係業務」を「障害者総合支援法関係業務等」に、「障害者自立支援給付事業組合」を「障害者総合支援等事業組合」に改める。

#### 附 則

この規約は、平成二十五年四月一日から施行する。

国民健康保険団体連合会規約例の一部を改正する規約例  
新旧対照条文

◎ 国民健康保険団体連合会規約例（昭和三十四年保発第六号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(事業) 第六条 (略) 2～4 (略) 5 (略)</p> <p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第九十六条の二の規定による介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費及び計画相談支援給付費その他法令又は通知で定める給付（以下「障害介護給付費」という。）の支払に関する事務</p> <p>二 (略)</p> <p>第四章の三 障害者総合支援法関係業務等に関する議決権の特例</p> <p>(議決権の特例) 第十八条の三 第六条第五項に定める業務（以下「障害者総合支援法関係業務等」という。）に関しては、法第八十六条において準用する同法第</p>	<p>(事業) 第六条 (略) 2～4 (略) 5 (略)</p> <p>一 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第九十六条の二の規定による介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費及び計画相談支援給付費その他法令又は通知で定める給付（以下「障害介護給付費」という。）の支払に関する事務</p> <p>二 (略)</p> <p>第四章の三 障害者自立支援給付事業関係業務に関する議決権の特例</p> <p>(議決権の特例) 第十八条の三 第六条第五項に定める業務（以下「障害者自立支援給付事業関係業務」という。）に関しては、法第八十六条において準用する同</p>

二十九条の規定にかかわらず、会員たる国民健康保険組合は、議決権を有さない。

2 会員たる市町村が第六条第五項に規定する事務に関し、地方自治法第二百八十四条第一項に規定する組合（以下「障害者総合支援等事業組合」という。）を設けた場合における障害者総合支援法関係業務等に関しては、法第八十六条において準用する同法第二十九条の規定にかかわらず、当該障害者総合支援等事業組合は、一個の議決権を有するものとする。

3 障害者総合支援法関係業務等に関する議決権の行使について第十一条及び第十七条の規定を適用する場合にあつては、第十一条第一項中「会員は」とあるのは「会員（市町村（障害者総合支援等事業組合を組織する市町村を除く。）及び障害者総合支援等事業組合に限る。）は」と、「その会員たる国民健康保険の保険者」とあるのは「その会員（市町村（障害者総合支援等事業組合を組織する市町村を除く。）及び障害者総合支援等事業組合に限る。）」と、「会員で」とあるのは「会員（市町村に限る。）」で」と、同条第二項中「会員」とあるのは「会員（市町村（障害者総合支援等事業組合を組織する市町村を除く。）及び障害者総合支援等事業組合に限る。）」と、第十七条中「会員」とあるのは「会員（市町村（障害者総合支援等事業組合を組織する市町村を除く。）及び障害者総合支援等事業組合に限る。）」とする。

（第十八条の三第二項及び第三項の代わりに、障害者総合支援法関係業務等に関しても、国民健康保険事業の保険者たる市町村単位で各自一の議決権を有することとした場合）

2 会員たる市町村が第六条第五項に規定する事務に関し、地方自治

法第二十九条の規定にかかわらず、会員たる国民健康保険組合は、議決権を有さない。

2 会員たる市町村が第六条第五項に規定する事務に関し、地方自治法第二百八十四条第一項に規定する組合（以下「障害者自立支援給付事業組合」という。）を設けた場合における障害者自立支援給付事業関係業務に関しては、法第八十六条において準用する同法第二十九条の規定にかかわらず、当該障害者自立支援給付事業組合は、一個の議決権を有するものとする。

3 障害者自立支援給付事業関係業務に関する議決権の行使について第十一条及び第十七条の規定を適用する場合にあつては、第十一条第一項中「会員は」とあるのは「会員（市町村（障害者自立支援給付事業組合を組織する市町村を除く。）及び障害者自立支援給付事業組合に限る。）は」と、「その会員たる国民健康保険の保険者」とあるのは「その会員（市町村（障害者自立支援給付事業組合を組織する市町村を除く。）及び障害者自立支援給付事業組合に限る。）」と、「会員で」とあるのは「会員（市町村に限る。）」で」と、同条第二項中「会員」とあるのは「会員（市町村（障害者自立支援給付事業組合を組織する市町村を除く。）及び障害者自立支援給付事業組合に限る。）」と、第十七条中「会員」とあるのは「会員（市町村（障害者自立支援給付事業組合を組織する市町村を除く。）及び障害者自立支援給付事業組合に限る。）」とする。

（第十八条の三第二項及び第三項の代わりに、障害者自立支援給付事業関係に関しても、国民健康保険事業の保険者たる市町村単位で各自一の議決権を有することとした場合）

2 会員たる市町村が第六条第五項に規定する事務に関し、地方自治

法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項に規定する組合（以下「障害者総合支援等事業組合」という。）を設けた場合における障害者総合支援等事業組合を組織する市町村以外の市町村に係る障害者総合支援法関係業務等について第十一条及び第十七条の規定を適用する場合には、第十一条中「会員」とあるのは「会員（障害者総合支援等事業組合を組織する市町村以外の市町村に限る。）」と、第十七条中「会員」とあるのは「会員（市町村に限る。）」とする。

3 会員たる市町村が第六条第五項に規定する事務に関して障害者総合支援等事業組合を設けた場合における当該障害者総合支援等事業組合を組織する市町村に係る障害者総合支援法関係業務等について第十一条及び第十七条を適用する場合には、第十一条第一項中「会員は」とあるのは「会員（一の障害者総合支援等事業組合を組織する市町村に限る。）」は「と」、「その会員」とあるのは「その会員（当該障害者総合支援等事業組合を組織する市町村に限る。）」と、「会員で」とあるのは「会員（当該障害者総合支援等事業組合を組織する市町村に限る。）」で」と、同条第二項中「二以上の会員」とあるのは「〇以上の会員（当該障害者総合支援等事業組合を組織する市町村に限る。）」と、第十七条中「会員」とあるのは「会員（市町村に限る。）」とする。

法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項に規定する組合（以下「障害者自立支援給付事業組合」という。）を設けた場合における障害者自立支援給付事業組合を組織する市町村以外の市町村に係る障害者自立支援給付事業関係業務について第十一条及び第十七条の規定を適用する場合には、第十一条中「会員」とあるのは「会員（障害者自立支援給付事業組合を組織する市町村以外の市町村に限る。）」と、第十七条中「会員」とあるのは「会員（市町村に限る。）」とする。

3 会員たる市町村が第六条第五項に規定する事務に関して障害者自立支援給付事業組合を設けた場合における当該障害者自立支援給付事業組合を組織する市町村に係る障害者自立支援給付事業関係業務について第十一条及び第十七条を適用する場合には、第十一条第一項中「会員は」とあるのは「会員（一の障害者自立支援給付事業組合を組織する市町村に限る。）」は「と」、「その会員」とあるのは「その会員（当該障害者自立支援給付事業組合を組織する市町村に限る。）」と、「会員で」とあるのは「会員（当該障害者自立支援給付事業組合を組織する市町村に限る。）」で」と、同条第二項中「二以上の会員」とあるのは「〇以上の会員（当該障害者自立支援給付事業組合を組織する市町村に限る。）」と、第十七条中「会員」とあるのは「会員（市町村に限る。）」とする。